

経 済 要 録

国 内

◇公共債ディーリング認可行の内定について

大蔵省では、4月9日、都銀、長銀、信託の全行、地銀上位10行および農中の合計34行庫に対し、本年6月に開始予定の公共債ディーリングを認可する旨内定した。

◇「地方財政参考試算」について

自治省は、4月12日、地方交付税法等改正案の審議参考資料として55年度以来4年振りに「地方財政参考試算(58～62年度)」を衆議院地方行政委員会に提出した。その試算内容は次のとおり。

地 方 財 政 参 考 試 算 A

(単位・億円、%)

区 分		昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度
歳 出	公 債 費	(11.6) 47,574	(8.5) 51,634	(9.6) 56,600	(2.7) 58,100	(3.3) 60,000
	一 般 歳 出	(△ 0.1) 427,286	(0.9) 431,258	(5.2) 453,700	(3.9) 471,400	(3.1) 486,000
	計 A	(0.9) 474,860	(1.7) 482,892	(5.7) 510,300	(3.8) 529,500	(3.1) 546,000

歳	一 般 財 源	(△ 1.6) 284,255	(3.2) 293,469	(5.8) 310,400	(6.9) 331,900	(6.9) 354,800
	地方税	(△ 0.1) 190,689	(6.8) 203,594	(6.0) 215,900	(6.5) 230,000	(6.5) 244,900
	地方譲与税	(2.3) 4,881	(△ 4.8) 4,648	(3.3) 4,800	(2.1) 4,900	(2.0) 5,000
	地方交付税	(△ 4.9) 88,685	(△ 3.9) 85,227	(5.2) 89,700	(8.1) 97,000	(8.1) 104,900
入	地 方 債	(31.3) 50,011	(△ 4.8) 47,602	(△ 25.2) 35,600	(0.0) 35,600	(0.0) 35,600
	そ の 他	(△ 2.0) 140,594	(0.9) 141,821	(5.2) 149,200	(3.9) 155,000	(3.1) 159,800
	計 B	(0.9) 474,860	(1.7) 482,892	(2.5) 495,200	(5.5) 522,500	(5.3) 550,200

要 調 整 額 A-B			15,100	7,000	—
-------------	--	--	--------	-------	---

(注) () 内は、対前年度伸率を示す。

地方財政参考試算 B

(単位・億円、%)

区 分		昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度
歳 出	公 債 費	(11.6) 47,574	(8.5) 51,634	(9.6) 56,600	(2.7) 58,100	(3.3) 60,000
	一 般 歳 出	(△ 0.1) 427,286	(0.9) 431,258	(6.8) 460,600	(5.4) 485,500	(4.7) 508,300
	計 A	(0.9) 474,860	(1.7) 482,892	(7.1) 517,200	(5.1) 543,600	(4.5) 568,300

歳 入	一 般 財 源	(△ 1.6) 284,255	(3.2) 293,469	(5.8) 310,400	(6.9) 331,900	(6.9) 354,800
	地 方 税	(△ 0.1) 190,689	(6.8) 203,594	(6.0) 215,900	(6.5) 230,000	(6.5) 244,900
	地方譲与税	(2.3) 4,881	(△ 4.8) 4,648	(3.3) 4,800	(2.1) 4,900	(2.0) 5,000
	地方交付税	(△ 4.9) 88,685	(△ 3.9) 85,227	(5.2) 89,700	(8.1) 97,000	(8.1) 104,900
	地 方 債	(31.3) 50,011	(△ 4.8) 47,602	(△ 25.2) 35,600	(0.0) 35,600	(0.0) 35,600
	そ の 他	(△ 2.0) 140,594	(0.9) 141,821	(6.8) 151,500	(5.4) 159,700	(4.7) 167,200
	計 B	(0.9) 474,860	(1.7) 482,892	(3.0) 497,500	(6.0) 527,200	(5.8) 557,600

要 調 整 額 A - B			19,700	16,400	10,700
---------------	--	--	--------	--------	--------

(注) ()内は、対前年度伸率を示す。

〔地方財政参考試算の算出要領〕

1 歳 出

(1) 公債費

決算統計による57年度末現債高をベースに、地方債発行額を58年度および59年度は地方財政計画計上額、60年度以降は59年度における建設地方債の増発分(1兆2.051億円)を除いた額と同額として60年度から62年度までの償還額を推計した。

(2) 一般歳出(地方財政計画ベース。公債費を除く。)

①A試算の場合：国の財政の中期展望における予備枠を除外した一般歳出の伸率と合わせて算出した。

②B試算の場合：国の中期展望の予備枠を考慮した場合の伸率と合わせて算出した。

③予備枠……新規施策等に充てるため、60年度から62年度の一般歳出の規模に対し、それぞれ60年度1.5%、61年度3.0%、62年度4.5%に相当する額を

加算するものとしている。

2 歳 入

(1) 地方税

59年度地方財政計画計上額をベースに、前年度の名目成長率(60年度は59年度の政府見通しの伸率5.9%、61年度以降は「1980年代経済社会の展望と指針」の平均名目成長率の中央値6.5%)の伸びに対する弾性値を1.0として算出した。

(2) 地方譲与税

59年度地方財政計画計上額をベースに、各年度とも名目成長率(6.5%)の伸びに対する弾性値を0.4として算出した。

(3) 地方交付税

国税三税(名目成長率6.5%、弾性値1.2)の32%をベースに、各年度とも借入金利子充当分4,000億円(概算)を控除した額を地方公共団体への交付額として算出した。

(4) 地方債

各年度とも59年度における地方財政計画計上額から建設地方債の増発分を除いた額と同額を計上した(国の中期展望における4条公債の扱いと同様)。

(5) その他(国庫支出金、使用料・手数料、雑収入の合計額)

①A試算の場合：A試算の一般歳出の伸率と合わせて算出した。

②B試算の場合：B試算の一般歳出の伸率と合わせて算出した。

◇証券金融会社の貸付金利改定

証券金融会社3社は、次のとおり公社債流通金融金利の引下げを4月11日および20日の2回にわたって実施した。

公社債流通金融金利

(単位・年%)

	変更前	4/11日 変更後	4/20日 変更後
国債担保	6.50	6.25	6.00
その他公社債担保	6.75	6.50	6.25

◇割引国債の応募者利回引下げ

政府は割引国債の発行条件を次のとおり改定し、5月債から実施した(4月27日決定)。

割引国債の発行条件

	変更後	変更前
発行価格(円)	71.50	71.00
応募者利回(%)	6.939	7.089

◇中期利付国債の入札参加者の追加について

大蔵省は、4月16日、中期利付国債の入札参加者として

①本年度から国債引受団に加入することとなった外国銀行3行、②4月2日付で日本銀行取引先となった水戸証券、および③4月1日付で普銀転換の後、高千穂相互銀行と合併した西日本銀行(旧西日本相互銀行)を新たに指定(これに伴い現行の入札メンバーから西日本相互銀行および高千穂相互銀行を削除)。この結果、中期利付国債の入札参加者総数はこれまでの218社から221社に増加(4月24日オフターの2年第19回債から適用)。

◇第3次全銀システム構想の決定について

全銀協では、4月18日開催の内為運営協議会において

第3次全銀システム構想を決定した。その概要は次のとおり。

第3次全銀システムの概要

○ 稼動開始時間 昭和62年11月

○ 対象業務

① 為替業務

② 新規業務

—MTデータ伝送業務……参加金融機関(全国銀行および新規業務参加金融機関)および全銀協のMTデータを全銀システムの通信回線を介してファイル単位で相互に授受(具体的には給与、年金、貸付信託収益配当金、株式払込金等の振込み)。

照会業務……全銀協等が保有する情報への照会、回答。

○処理可能データ量

1日当り最大処理量 1,000万件(現行の約3倍)

◇「対外経済対策」の発表

政府は、4月27日、経済対策閣僚会議において「対外経済対策」を決定した。その構成は次のとおり。

1 市場の開放および輸入の促進

- (1) 関税率の引下げ
- (2) 輸入制限の緩和
- (3) 製造たばこの輸入自由化および流通の改善
- (4) 基準・認証制度の改善
- (5) 製品輸入の促進

2 先端技術分野における市場開放等

- (1) 通信衛生等
 - (2) 電気通信事業
 - (3) ソフトウェア保護
- 3 金融・資本市場の自由化および円の国際化の促進
- 4 投資交流の促進
- (1) 情報提供等の体制の整備
 - (2) 苦情処理体制の整備
 - (3) 投資促進ミッションに対する支援等
 - (4) 対日直接投資手続の改善

5 エネルギー

6 外国弁護士の国内活動